

---

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（藤井 要君） 日程第6 議案第54号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

- 町長（長嶋精一君） 議案第54号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（窓口税務課長 高橋和彦君 提案理由説明）

- 議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

- 7番（高柳孝博君） 単純に考えてしまうと、デジタル化されたから通知カードを出すことはなくなったから、削除という判断でよろしいでしょうか。

- 窓口税務課長（高橋和彦君） 今回の改正は通知カードを廃止するというものでございますが、これまでですね、通知カードの転居時等において記載事項の変更があった場合、裏書をわざわざしておりました。そういった、アナログな手続きを通知カードにおいてしていたところでありまして、こういった事務負担についてはですね・・・、事務負担について見直しを求める要望等があつて、これに起因して今回の廃止に至ったという国の説明がございます。

- 7番（高柳孝博君） 通知カードそのものは出す、ということなんでしょうか、それともデジタル化されたから、必要なくなったということなのか、もう一度説明をお願いします。

- 窓口税務課長（高橋和彦君） これまでの形の通知カードが廃止されてなくなりました。ただあの番号については、今後生まれる方等もそうですけども、通知をする必要がございますので、それについては、番号通知書として別な形で交付を、郵送していると。ただし、これまでのような裏書きをするような性格のものではないというふうに変っています。

- 議長（藤井 要君） 他に・・・。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（藤井 要君） 他にないようであります。これにて、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君 ） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第54号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前11時6分）